

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.54 2017/3/27

#### 1 ブラジルでの食肉の不正事件について Q&A の一部改定

3月24日、厚生労働省は標記 Q&A の一部を改定した。改定された Q2 は次のとおり。

Q1 ブラジルでの食肉の不正事件はどのようなものですか？

Q2 操業停止措置、特別検査の対象となった施設から鶏肉等の輸入はあったのですか？

A2 平成 25 年度以降に営業目的で輸入された食品の食品衛生法に基づく届出情報（注）を確認したところ、操業停止措置がとられた 3 施設から鶏肉等の食品の輸入実績はありませんでした。

また、特別検査の対象となった 18 施設のうち、2 施設から直近の輸入実績が確認されました。1 施設から、鶏肉が平成 28 年度に 8 千 7 百トン、平成 27 年度に 8 千 9 百トン、また、他の 1 施設からは、はちみつが平成 27 年度に 7.28 トン（平成 28 年度は 0）とプロポリスが平成 27 年度に 27 キロ（平成 28 年度は 0）輸入されました。上記以外の 16 施設からの鶏肉等の輸入実績はありませんでした。

なお、これら 2 施設から輸入された鶏肉、はちみつ、プロポリスについて、輸入業者に流通状況を調査し、在庫が確認された場合には詳細な情報が確認されるまで販売を見合わせるよう要請しているところですが、これまでの調査の結果、輸入業者や販売先において、鶏肉 3 6 4 トンの在庫が確認されたため、2 施設から出荷された鶏肉等に加え、出荷施設が不明なものについても、販売を見合わせるよう指導しています。

Q3 厚生労働省は輸入検査を強化しているのですか？

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000156670.pdf>